

別紙①

町づくりに積極的に関わってきた団体にも、アンケート依頼をすべきではないのか？

町には様々な団体があり、それぞれ町を良くしようと活動をしています。「大津町協働の会」(以下、協働の会)や「上井手とともに生きる町づくりの会」(以下、町づくりの会)「地方自治政策研究会」(以下、自治研)なども、積極的に、この10年間に渡って活動を展開してきました。

協働の会は、住民・議員・行政三者による「防災連続討論会」を開催して、町に対する「防災に関する申入書」を提出したりする等、町にも様々な形で提言を行ってきた所です。提言して、2年後に熊本地震があり、4カ月間に渡って毎日、災害ボランティアの受付作業を行いました。また、生涯学習課とも協働して、護川小6年生の子供達の地元散策の取り組みをしました。

「町づくりの会」も熊本地震で、水路が壊れ、回らなくなったカフェ水車物語の名物水車の復活に向けて、様々なことを行政に働きかけてきました。お陰様で行政が一旦埋めた水路を掘り起し、水路を復旧したことで過日、カフェの水車も復活し、また、廻り出しました。大津町の産業遺産・文化遺産でもある水車の復活は、今後の大津町の観光に大きく寄与することになるでしょう。

こうした、町づくりに深くコミットした団体に対して、何故にアンケート調査の依頼をしなかったのでしょうか？水路復活に関しては、「水がだめなら電気で回せ」と言い放った元町長。「字図にない水路は行政はタッチ出来ない」発言等、他にも首を傾けることが多々ありましたが省略します。この10年間の活動実績に照らせば、「振興総合計画策定審議会」のメンバーに参加させても良いのではとも思いますが…。総合振興計画を読んで、感じたことは、これは町の総合計画にはなりえ居てないということです。前期計画の振り返りや到達点が欠落しています。それらがあって、初めて、後期計画が出て来るのでは無いのですか？現状分析、現状認識の甘さ、そこから必然的に招来する政策の不具合、不適切さ。審議会の皆さんは、一体何を審議されたのでしょうか？議会を通過されたとのこと、議員さんは何を審議されたのでしょうか？以下、具体的に指摘したいと思います。

別紙②

パンフの配布は、何故ゆえ職員と議員のみなのか？

約100ページにわたるパンフレットは、聞く所では職員と議員には配布済みとのこと。町を構成する主権者である町民は配布対象から外れています。町民は町を構成する三者の一つであり、平成20年に策定された町の最上位条例である「町づくり基本条例」第5条4は、「町民は、まちづくりの主体であり、町政に参画し、その意思を表明する権利を有する」と位置付けられています。まちづくりの主体者にパンフを配布しないということにはならないでしょう。少なくとも町民でパンフレットを希望する人には、無償配布は当然だと考えますが…。

「町民はどうせ読まないだろう、配っても無駄」とでもお思いでしょうか？そもそも町づくりの主演・主体である町民に配布しないというのはどういうことでしょうか？

「まちづくり基本条例」で、「町民は、まちづくりの主体である～」（第3章第5条）と明記されており、主体になる町民が蔑ろにされています。行政のこの「建前と本音の違い」は一体何なのでしょう？ちなみに4年前の平成30年3月「第6次総合振興計画」（本計画）策定の後に、私は総合政策課にパンフを貰いに行きましたが、有りませんと言われて首を傾げたものです。「まちづくり基本条例」を軽視することが、こうした事態を惹起しているのではと思わざるをえません。

別紙③

高価な上質の紙を使用する必要はないのでは…。

パンフレットに上質の紙を使用する必要性は無いと思います。普通の紙を使って大量に作成すべきでしょう。私は図書館で借入して、コンビニで約1000円を負担してコピーしました。税金を納入した上で、更に、「振興総合計画」をコピーすることには、いささか抵抗を感じます。パンフの図書館への設置も町民からの働きかけの結果のようで、町の町民軽視のやり方は腑に落ちないものを感じます。「振興総合計画」で、町民に協働や参画を呼びかける割には、町民を軽視しておられるのではありませんか？

別紙④

10年後も大切だが、差し迫った課題があるのではないのでしょうか？

「あなたは10年後、どんな大津町に住んでいたいですか」。これは、「みんなの総合計画発表会」のキャッチコピーですが、私達は10年後のことではなく、直ちに「安全・安心な町に、そして生命と財産が担保された町に住みたいと思います」理由は、太陽光発電（メガソーラー）の無計画な設置です。

平川、矢護川地区の東方向の山あいにも、多くのメガソーラーが矢継ぎ早に設置されました。この後もまだ目白押しようですが、この間、毎年どこかの自治体で豪雨被害が発生しています。熊本県でも、一昨年「令和2年7月豪雨」災害が発生。死者65名、行方不明者2名、住宅の全壊1493棟、半壊3116棟の大きな被害が発生しました。未だ復旧、復興の途上にあります。雨量は463mm、7月一カ月分の雨量です。あの時の線状降水帯が熊本県南部では無く、北部を通過していれば、北部も同じような惨状を呈していただろうことは容易に想定できます。

球磨川、川辺川の一級河川が複数ある人吉・球磨地区であるの惨状である。同じ量の雨が降った暁には、平川・矢護川地区とその下流域は壊滅的な打撃を受け、先祖伝来受け継がれてきた生活の基盤を根底から失うことになったことでしょう。このことに地元自治体や県などの行政機関の長を始めとして、防災担当者が気づかないことは有りえない話です。

現状のメガソーラー設置の乱発は、企業の言いなりであり、大災害に対する警戒感が希薄と

言わざるを得ません。行政関係者の想像力の貧困でしょう。

この件に関しては、別途、町宛に「メガソーラーに関する意見書」を提出して、文書で回答をいただきましたが、必ずしも納得できる回答ではありません。昨日、平川と堀ヶ谷川の合流地点や調整池に繋がる川筋を歩いてみましたが、平川と堀ヶ谷川の合流地点の堀ヶ谷川の川幅は2メートル位しかなく、川も水が自然に流れて出来た状態で、随所に危険箇所があり、線上降水帯のことを考えた時、とても持ちこたえられないだろうと、怖くなりました。町の職員は、現場を見られたことでしたが、問題は、現場を見られた後、現状で良しと判断されるならば、災害に対する危機感が欠如していると言わざるを得ません。町長の「101の政策」の第二番目は「防災の徹底」です。下流に居住する住民は梅雨に入り、怯えて暮らすことになります。生命と財産は風前の灯です。

10年後も大切ですが、梅雨に入り、今年、線上降水帯がくるやも分かりません。直近の課題に手を打っていただきたいと考えます。10年後などと、悠長に構えられては、住民の生活は守れないでしょう。平川河川浚渫工事についても不徹底で、馬場区から御所原にかかる部分は浚渫工事がされずに、そのまま放置されており、そこに土石や木材が流れ込み、堆積して、水が集落に溢れだすのは目に見えています。町は浚渫後の状況を確認されたのでしょうか？

別紙⑤

大津町の現状認識にとっても違和感を感じます。

4 ページ、第1章「総合計画の前提」「1 大津町の現況と課題」の文章は現状認識が現実に照らして、とてもズレています。「将来、大津町においても人口減少による生活サービスの縮小、税収減等による行政サービスの低下、空き家・空き店舗・空き工場・耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退が、生活利便性の低下や地域の魅力低下をもたらし、更なる人口減少を招くことが想定されます。この為～」

こうした状況は、将来ではなく、既に町の北部、南部では急速に進行中である。こんな認識なので、何の対策も政策も取られていないのだなと思います。現状認識が相当にズレているとしか言いようがありません。何年前のお話をしているのでしょうか？

同じような表現が、以前発行された「振興総合計画」に繰り返し触れられています。要するに町行政は進歩せずに停滞しています。町長が変わり「101の政策」を公約に掲げたとしても、町政が前進することはあまり期待できないでしょう。県や国と太いパイプがある訳でもなし、政治力も未知数です。聞き及ぶ所では、職員の半分は非正規職員とのこと、日常、住民と接触していて感じたことを発言したくても、新年度の採用に影響することを考えたら、言いたいことの半分も言えないでしょう。非正規職員を半数抱えて、苦悩している職員さんに101の政策を掲げて町長の椅子に座られたら、職員もお気の毒です。まずは、非正規職員を正職員にされることから始められたら如何でしょうか？

空き家・耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退は既に数年前から進行しています。

「北部、南部の町の周辺地域では、既に、事態は現在進行形であり、早急な対策が求められている」と、修正すべきでしょう。審議委員の皆さんは町のどこを見られて居られるのでしょうか？現状認識が甘いと言わざるを得ません。審議委員の皆さんは何を考慮しておられるのでしょうか？町の実態を知らないコンサルタントに丸投げして、職員の頭で考えて作らないから、こうした欠陥が出るのではないのでしょうか？

人口 35 万人ならともかく、僅かに 35 千人が住む町の中期計画を、職員が作れないと言うのは、恥ずかしいことでしょう。優秀な職員が沢山採用されており、行政全体の横断のプロジェクトチームを作って、それでも足りなければ、町づくりに関心をもっている町民と協働して、知恵を出し合って作るべきでしょう。そのことが正に、「まちづくり基本条例」に明記されているのではないのですか？総合政策課の職員の皆さんは、何を考慮しておられるのでしょうか？

別紙⑥

「今後、想定される」ではなく、事態は既に何年も前から進行中です。

5 ページ、②地域格差の進行の現況の●ニ「人口減少が顕著な地域では、高齢化率も高く、高齢者だけの世帯も増加するなど、農業をはじめとした地域産業の維持や、祭や地域コミュニティ等の維持ができなくなることも想定されます」とあるが、「想定されます」ではなく、現実に起こっている事態である。現在進行形の事態であり、そうした事態は数十年前から惹起しているのである。こんな現状認識なので対策が遅れており、何も打ち出されていないのだと納得するしかありません。

別紙⑦

7 ページ「産業構造の変化」の項

「観光資源の整備が進んでおらず、これまでにない(総合力としての)取り組みが重要となります」とあるが、何故、進んでいないのか、何が問題なのか、原因を掴むことが必要ではないのでしょうか。町づくりの団体としては、様々な機会に問題提起をしてきたつもりですが…

別紙⑧

8 ページ「持続可能な社会」の項

メガソーラーの過度の設置を県と一緒に町行政として食い止めるべきである。

インターネット情報に次のような情報があります。「太陽光発電所の建設を規制する条例を設ける自治体が増えている。地方自治研究機構の調べでは4月1日時点で146市町村に上り、2年あまりで2倍以上に。～中略～発電規模が大きいメガソーラーをはじめ、太陽光発電をめぐるトラブルは他の地域でも起きています。近年多発する自然災害で、太陽光パネルが強風に吹き飛ばされたり、発電施設がある斜面が豪雨で崩落したりする事例が相次ぎ、二次災

害や環境破壊を懸念する声は根強い。こうした中、トラブルを未然に防止しようと、条例制定を急ぐ自治体が増えている。地方自治研究機構によると、自治体側への届け出や同意、許可といった手続きや制限区域などを定めた規制条例(立地の促進のみを規定する条例などは除く)は4月1日時点で146市町村と兵庫、和歌山、岡山の3県の計149条例ある。年間の導入件数は14年は2件だったが、17年は19件、19年は43件と増加傾向にある。」

ネット情報の引用が長くなりましたが、他の自治体は住民の生命、財産を守る為に奮闘しています。翻って、「大津町は何をやっているのだろう」と思わずには居られません。企業の言いなりで、全く放置しており、主体性のない自治体と言っても過言ではありません。メガソーラーによる広範な山林伐採は生態系を破壊しており、猿、猪、鹿等の野生動物の住処を奪っています。野生動物が人間の生活領域に日常的な出て来ざるを得ないのは、メガソーラーの乱立による自然破壊が大きいと言えるでしょう。金田町長の「101の政策」にも67番目に「徹底した鳥獣対策」を謳っていますが、メガソーラーを野放しにして、どう対策をとられるのでしょうか？

別紙⑨

まちづくりの基本理念の問題

平成20年に他の自治体に先駆けて、町は「大津町まちづくり基本条例」(以下、まちづくり基本条例)を制定しました。その理念は(町民と町が一体となって共に考え、役割を分担し、責任を以って、町づくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町おおづ」の実現を目指す)とある。

「まちづくり基本条例」で、重要なのは、第2章第4条の「まちづくりの基本原則」である。すなわち(1 住民自治の原則 2 情報共有の原則 3 参画の原則 4 協働の原則の4つである。)この4つの原則が町づくりには欠かせないものであり、この基本原則を「振興総合計画」に明記すべきでしょう。

理念だけでは具体性に欠けることから、4つの原則が明記されていると考えます。故意か否か判断付きかねますが、この大事な原則を「第6次振興総合計画」に明記しないということは基本条例を蔑ろにする、と言われても仕方のない行為である。4つの原則は「まちづくり基本条例」の根幹をなす部分だからである。審議員の皆さん、議員、職員も含めて、お気づきにならなかったのでしょうか？先の会議の折には、「前期計画」に触れているので、省略したと答弁されていましたが、重要な部分は繰り返し掲載すべきでしょう。町長はじめとして、職員も議員も町民もあまり意識していない重要な部分だからです。そもそも「前期計画2018～2021」を見直しましたが、「まちづくり基本条例」の4つの基本原則は、どこにも記載されていません。

この4つの原則を踏まえて、どう政策を組み立てて行くのかと言うことが、町づくりの大きなポイントである。この原則を抜きにして、町づくりは有りえないと思います。

この原則に照らした時に、何が町行政、議員、町民に欠けているのかが問われることとなる

のである。鼻から頭にないと言うことは「まちづくり基本条例」を読んでいない、理解していない、理解しても無視するということの証ではありませんか？

町長の「101の政策集」「変えていこう新しい大津へ」にも「まちづくり基本条例」がどこにも出てきません。完全に欠落しています。故意か否かは判明しませんが、町会議員をされていた折に、私は「貴方の政策集には『まちづくり基本条例』が欠落していること。この部分はとても重要なポイントである」と文書で指摘した経緯があります。そうした経過を考えると、101の政策パンフに「まちづくり基本条例」が欠落しているのは確信犯でしょう。町長には、町の憲法とも言える、そして全ての条例を規制する「まちづくり基本条例」を尊重する意思は無いと断定できます。これは町長の資質が問われるポイントでしょう。

町長が交代したとしても「まちづくり基本条例」は町の最高法規であることを考えると、引き継がれるべきでしょう。引き継がれないとなると、町政の継続性の観点から大問題だと考えます。問題は、この「まちづくりの4つの基本原則」に現状を照らしてみた時、現状はどうなのかということでしょう。4つの原則と現状を個別にみていきましょう。

別紙⑩

住民自治の原則

この原則は、そもそも地方自治の根幹にかかわる原則であり、住民自治はまちづくりの根幹をなすものです。そうした立場で考えると、現状の大津町の行政システムに様々な問題・欠点・改善点が思い浮かびます。

まず、各区の区長がそのまま行政区嘱託員を兼務している事である。区長はそれぞれの自治区の住民の代表であり、基本的には住民の代弁者である。対して、行政区嘱託員は町行政の末端非常勤職員である。すなわち、区長は相反する任務を一人で受け持っていることとなります。

二つの任務は明らかに対立する部分があります。事の性格によっては、行政と地域住民の間に立って、身動きできない事態になることが考えられます。そうした時に、区長の立場を取るのか、行政の立場に立つのか、選択を迫られることとなります。さあどうしましょう。もともと相反するミッションを一人の人間に担わせている所に、問題の根幹があります。住民自治の原則にも抵触する事態も考えられます。この問題の解決なしには「住民自治の原則」は前進しないでしょう。

6月11日の熊日朝刊は、「玉東発」として「町批判の区長に異例の対応」として、場外車券売り場の計画を巡って、「町と批判的な区長が対立している」と報じています。大津町もお全く同じ構図であり、現行制度は改善すべきでしょう。改善しない時は、いつの日か玉東町と同様の問題が発生するでしょう。それ以前に、住民自治の意識が育たないでしょう。区長に2足の草鞋を履かせることで、区長が自治のシンボルであることを妨げるからです。「住民自治の原則」はどうなるのでしょうか？区長に住民自治の意識が希薄な中で、町民にそうした意識が芽生えることは困難でしょう。「まちづくり基本条例」を大切にするのであれば、

改善の余地あります。町長は「101の政策集」から意識的に外していますので、その意思は無いと思いますが、こんなことで町長の資格があるのでしょうか。遵法精神に欠けていると言われても仕方のないでしょう。

別紙①

改善策は、区長と行政嘱託員の二人を選任することでしょう。

現行制度の矛盾を解決する為には、現行制度を変更するしかありません。即ち、住民の代表の「区長」と町行政の末端非常勤職員である「行政区嘱託員」を各区に二人配置することです。2人で各区の課題を担うことです。区長はその区の住民の支持があれば何年でも継続は可能である。行政区嘱託員は「行政区嘱託員条例」の一期2年再選して4年までとすべきでしょう。4年たったら嘱託員はさっさと交代すべきです。高額報酬（税金）を独り占めすることは避けるべきでしょう。この部分は、ある意味大津町の利権構造になっています。先日の護川小の説明会の折に、この問題を指摘した際に、町長は私の発言に対して、「誤解しています」と答弁しましたが、どこが誤解なのか説明してほしいものです。

説明に困ったら「誤解です」と言って、あの場を切り抜けるのは町長としての資質、センスが問われます。そもそも「101の政策集」に町の最高法規である「まちづくり基本条例」が完全に欠落していることが問題でしょう。あれは前町長のしたことなので、私には関係ないという代物ではなく、最高法規であり、どなたが町長になろうが、町づくりの指針として引き継がれなければなりません。

完全に意図的に欠落させたということであれば、町長としての資質を問わなければなりません。4つの原則(1住民自治の原則 2情報共有の原則 3参画の原則 4協働の原則)はいずれも、行政に関わる者が弁えておくべき大原則である。そのことを欠落させたというのは大問題でしょう。

「101の政策集」の最初に掲げるべきであり、この4つの原則に向けて、どう個々の政策を組み立てて行くのかが重要なポイントでしょう。

あるがままに政策をならべて、良しとするのは、センスを疑います。財源をどうするのか、優先順序をどうするのかも明記すべきでしょう。そもそも101もの政策を打ち出すと言うことは、前町長は何もしなかったことになるのではないですか？前町長が16年の任期中に、二期8年間、町会議員をされた現町長も何もしなかったのか、ということになるのではないですか？政策をあれこれ総花的に打ち出すだけでなく町づくりの原則にどうアプローチしていくのか？政策実現に向けたプロセスを明記すべきでしょう。財源も併せて示すべきでしょう。

議員もそうした意味では、頑張りが不足しているのでは無いですか？議会では何を議論されて居られるのでしょうか？

本題に戻りますが、行政区嘱託員のなり手が無いので、任期が長くなると言われています。現在、8年以上の区長=嘱託員が10名程存在しますが、嘱託員報酬一覧を公表して公募す

れば、なり手は沢山いると思います。町には 60 歳過ぎの定年退職者や 65 歳超の団塊の世代の高齢者が沢山存在しています。なり手がないのは、報酬をひた隠しに隠して、公開しないからである。行政区嘱託員は仕事の割には、報酬が高すぎます。報酬と活動が見あってません。月二回の町の印刷物の配布の段取りと、年数回の会議(それすらも参加しない嘱託員がいる、参加しても一言も発言しない者もいる。今回の説明会にも参加しない人も多い。)行政区嘱託員としての意識に欠ける人に、財政難の折に、年間合計 3,000 万円もの税金を投入することの是非を検討すべきでしょう。もちろん中央区や桜区の区長など一部の区長=嘱託員の奮闘を否定するものでは有りません。また、米山地区など高齢化で区長のなり手のない行政区の事情は配慮すべきでしょう。

別紙⑫

行政区嘱託員は公募すべきでしょう。

年度はじめに、各行政区で区長が選出され交代となり、役場に氏名を報告すると自動的に行政区嘱託員に任命され、後で述べる過大な高額報酬が支給されます。この報酬については、区長になって初めて知らされるもので、殆どの人がそうしたことを経験します。私もそうでした。区長になって初めて、行政区嘱託員手当なるものが支給されることを知りました。どうもこれはオープン化されておらず、一部の人の間で共有されているようです。第 2 の情報共有の原則にも反しています一。

区長はそれぞれの自治区が当然決めています。私は行政嘱託員は自動的に区長を任命するのではなく、他の役場職員が全て公募で採用されているように、公募にすべきであると考えます。なぜ、行政区嘱託員だけが公募ではないのでしょうか。

町内の 64 力所の行政区を一覧表にして、世帯数、年間報酬、しなければならない仕事(主には月二回の行政出版物の配布の段取り、(実際に配るのは各区の班長)である。それと会議が年に数回である等)を明記して、公募して決めるべきでしょう。

別紙⑬

行政区嘱託員の任期の厳格化を図るべである。

行政区嘱託員条例には、「任期は 1 期 2 年、再選は妨げず」と定められています。即ち 4 年までである。しかし、長い人は 10 数年を超えています。私の調査では過去 23 年間も居座り続けた猛者もいました。何故長くなるのか、それは高齢化して戸数も少なくやれる人が居ないという例もあるが、仕事の割に高額報酬が保障されているからである。行政区の世帯数の多い区では、支給額が 100 万円を超えた区もあります。もともと高いと思っていた時に、あろうことか数年前に金額を引き上げたので、多分、150 万円を超える区もあることと思います。この数字は「まちづくり基本条例」の二番目の「情報共有の原則」に則り、公開すべきでしょう。一部の人だけがこうした町の仕組みを知っており、長く区長=行政区嘱託員の座に留まっています。これは一種の利権とも呼ぶことが出来る代物です。大津町の恥部と言

っても言い過ぎではないでしょう。一部の町方の区長が公金を占有しているのですから・・・。

別紙⑭

区長＝行政区嘱託員の町方と周辺部の任期の長短の差はなんなのでしょう？

一部の例外を除いて、周辺部の区長＝行政区嘱託員は1～2年で交代しますが、町方のそれは長くなっています。長くやる人は殆ど町方の人です。何故なのか、当然その任務に生きがいを感じて、文字通り住民に奉仕したいからでしょう。しかし、それだけでは無く、仕事の割に報酬が高いからというのが実態でしょう。住民の中には50万円か60万円の年金で細々と生活をしている人が沢山存在しています。そんな中であって、月2回の行政の配布物の仕分けと、年数回の会議に出て、100万を超える報酬がもらえる仕事は昨今、そうざらには有りません。一度なったらその味は忘れられないでしょう。行政区嘱託員手当は、税金の他には引かれる物もありません。第2の年金みたいなものでしょう。年金は社会保険料やら介護手当など結構な金額が引かれて手取りは少なくなります。

町の周辺部、すなわち南部・北部地区には区役(道路づくり、夏場に生い茂った草を刈払機で刈り取る作業)が年数回あり、区長＝行政区嘱託員は其の段取りをしなければなりません。機械を扱うことから事故の発生が起きないか、とても心配です。長くこのようなキツイ作業をしたり、作業の段取りしたりすることは大変です。そうしたこともあり、郡部の区長は殆ど1～2年で退任します。

さて、町方にはそうした危険な作業はありません。月2回の町の配りものの段取りするのが主な仕事です。こんなに美味しい仕事は今時、珍しいでしょう。行政改革の不徹底です。こんなお金があるのであれば、見直して、コロナ渦で生活に困っている人に支援するお金に回すべきでしょう。

別紙⑮

情報共有の原則

先にもふれたとおり、第二の「情報共有の原則」も現状は不十分です。

特に、「行政区嘱託員条例」に関する各自治区ごとの戸数、行政区嘱託員の年間手当などは直ちに公開すべき課題でしょう。こうしたことも含めて、町の情報公開は不徹底である。平成24年の熊日記事であるが、当時のニセコ町の片山町長は御船町で開催された「自治基本条例を考えよう」のシンポで、「行政は徹底した情報公開が必要である。行政は住民の税金を預かり、公共の課題を解決するのが仕事。役場の管理者会議も公開している。」と講演しています。大津町もここを目指しましょう。

別紙⑩

参画の原則

「まちづくり基本条例」(自治基本条例)の制定の趣旨にそって、町づくりに参画しようにも町の敷居が高く参画できません。町づくりの活動を始めて10年が経過しました。後期高齢者になり行動が不自由になったこともあり、活動を辞める予定でいます。

町の関連する団体(クラブ大津や観光協会等)だけではなく広く町政に参画できるように町行政も配慮すべきでしょう。私たちの団体(町づくりの会)は、助成金20万円で「歴史と文化の町大津」のパンフレット3000部を印刷して、図書館や駅南口に置いて配布しました。これは駅南口に行った折に、お勤めされておられるシルバーの方から、観光客が来ても配布するパンフが無く、ポーと2時間位座って待っている観光客がいます、ということを受けて作成した物です。その後、上井手が「世界灌漑施設遺産」に登録されたこともあり、県の肝いりで70万円の予算を使い、2000部の蛇腹の観光資料を作成しました。しかし、あろうことか、数年経過するも配布されないまま、お蔵入りになっています。税金の無駄使いです。作成に関わった方々もニガニガしく思っていることでしょう。最初に企画書を作った私にとってもとても腹立たしい事態です。パンフの裏に商工会に入っていないお店が掲載されることで、商工会からクレームがあったとのことですが、町のリーダーシップで何とかすべきでしょう。

別紙⑪

協働の原則

ここ10年間、町づくりの活動を取り組み、住民目線で色々な活動を取り組んできました。防災討論会、熊本地震の折の災害ボランティアの受付、東北復興支援の音楽会を通したカンパ、福祉祭りへの参加、地元北小のコミュニティスクール活動、登校時の児童の見守り、地震による水路復活の活動等々である。これら全ては「大津町まちづくり基本条例」を住民サイドから担うものとしての取り組みである。

とくに官と民の協働を意識した取り組みである。しかし、官は民が考えているほどには「協働の原則」を初めとして、他の3原則も意識していません。町長の101の公約集にも完全に欠落、「振興総合計画」にも、申し訳程度に、<理念>が触れられているだけで、4つの原則は完全に欠落しています。要するに町行政は住民サイドが考えている程には、「まちづくり基本条例」を意識していないということである。行政のみならず、議会も職員もである。「まちづくり基本条例」は、全国に先駆けて作ったけれども、作っただけで魂を入れようとはしないということである。その割には、「振興総合計画」では、やたらと住民の協力を仰ぐ文章が目につきます。「振興総合計画」の現状と乖離した現状分析、美辞麗句、本音と建て前の違い。心ある住民を馬鹿にしているのでは?と思わざるを得ません。

今後、町づくりに関わることは控えることとし、発言だけは住民の権利であることから引き続き続けていきたいと思えます。

別紙⑱

町長答弁の問題点…「台湾の大手企業が菊陽町に来ることにに関して、周辺自治体に負けないような取り組みをすべきだ」とする意見に対して、町長は「他自治体と競争するだけではなく、協調して行くことも大切である。」と答弁したが、様々な施策がうまく行かなかったときの為に、予め予防線を張ったかのような発言で、甚だ消極的であると見えました。若さを発揮して頑張るべきでしょう。人脈や政治力は元々期待できないのであるから、町民の中にも県や国とのパイプも無く、町づくりを飛躍的に発展させる又とないこの機会に、この一大ビッグチャンス中で、経験のない若い町長で大丈夫なのか？という声があるのは事実です。

別紙⑲

町長に「町づくり基本条例」に対する理解や尊重する姿勢がないのであるから、職員はあにはカランヤである。毎朝「条例」をミーティングの中で唱和すべきでしょう。

別紙⑳

町づくり懇談会の計画はとても良いことである。しかし住民の代表である区長=行政区嘱託員の参加が極端に少ないのは如何なものか。嘱託員には町の税金から過分な手当が支給されている。出席者の一覧表を公開すべきである。議員もしかり。町づくりの5回の会議に一度も参加しないということは、町づくりに関心が無いことであり、住民の代表としても末端の非常勤行政区嘱託員としても資格を問われる事態である。町はどのように対応されたのであろうか？個別に参加要請を行ったのか否か？個別要請がなくても自らの役割を考慮して積極的に参加して発言をすべきである。嘱託員手当は見直すべきである。重要な会議を正当な理由なく欠席した場合は、報酬カットすべきである。8年以上も長くやっている人は利権そのものである。こんなに美味しい仕事も無いでしょう。行政改革の不徹底である。新町長は英断を下すべきである。議員は問題意識を以って議会で問題視すべきである。

別紙㉑

分科会の中で、少し厳しい意見を言えば、「手厳しいご意見」などと答弁される方が居りましたが、事実即して述べたことが「手厳しいご意見」として返ってくるのはビックリである。普段はよほど甘い環境に居られるのでしょうか？

別紙㉒

北小存続に向けて積極的な施策を取り組むべきである。

北小は平成15年に過疎化に伴い周辺の三校が合併してスタートした学校である。スタート時の児童数が132名、過疎化の波に洗われ現在は52名、本年度からは2.3年生の複式学級がスタート。この後の見通しが過日、教育委員会からPTA総会の折に示されたとのこと。

それによると、暫時、減少していくことが予測されている。当然、学校としての存立が問われることになる。この間、町行政は何か手立てをされてこられたのでしょうか？

町営住宅を馬場と矢護川地区に建設したことからいしか記憶にありません。少子・高齢化、過疎化の波は急ピッチである。

さて、過日、台湾の半導体の大手企業が隣町に工場を建設して、進出することが決定した。一兆円の投資額であり、関連下請け、孫請け会社の誘致も具体化し、菊陽を軸に、周辺町村は土地バブルの様相を呈している。従業員も 1,500 名、関連下請けが 200 名、台湾からは 300 人が来ると言われている。ここは事態打開の一大チャンスである。

学校周辺に町営住宅を建設したり、住宅建設地を行政主導で立てるべきでしょう。工場までの 30 分以内の通勤圏であり、大自然に囲まれた閑静な住宅の建設は、需要にマッチして、働き手が住むには絶好地である。ここで、手を洪いては行政の無能を曝すこととなります。「特認校」の制度も早々に適用すべき課題でしょう。町方に棲み大規模校に通学するよりも、平川、矢護川地区に居住して、少数の北小で学ぶことのメリットは大きいと考えます。平川、矢護川地区は阿蘇火山の恩恵を受けて、各地に湧水があることから、縄文弥生時代の人が住んでいた住居跡が各地に存在していることを初めとして、歴史的な史跡や文化財が点在しています。

北小は小人数の為、授業を初めとして、先生方の行き届いた指導が期待できること、PTA を初めとして、地域の方が学校に積極的に関わるコミュニティスクール(学校運営協議会)活動も活発で、児童のカライモや米づくり、水の学習、平和学習等の「総合的な学習」も活発に展開されています。緑に囲まれたこうした環境の北小で、6 年間学ぶことの価値は計り知れないと考えます。

北小は明治 8 年に周辺に点在していた、寺子屋を統合してスタートした学び舎である。この伝統校を廃校とするのは忍び難いものがあります。町行政は、金田町長が「101 の政策」で打ち出した、具体策 66 の「学校を核とした過疎対策」に今こそ着手すべきでしょう。

北小が廃校となった暁には、周辺の集落は急速に過疎化が進行します。過疎化は貴重な文化財等の資源が失われていくことにも繋がります。地方創生が叫ばれています。今こそ町行政は地域住民と知恵を出し合って事態を打開すべきでしょう。

別紙②③

交通渋滞の抜本的な改善を

市内の中学に通う孫を肥後大津駅まで朝夕送迎していますが、大津町の朝夕の交通渋滞は随所で酷い状態となっています。金田町長は「101 の政策」で打ち出した、具体策 52 の「町に足りない『南北縦断道路』を新設します」の具体化を是非図るべきである。町単独では困難であることは、初めから分かっていたことであり、国道・県道となると国や県との太いパイプが必要なことは言うまでもないことである。公約にも掲げていることから南北縦断道路二本の具体化を是非とも図るべきである。

別紙④

本音と建前のギャップを埋めるべきである。

平成 20 年に制定された「まちづくり基本条例」には、町づくりに対する理念、基本原則、町長、議会、職員、町民の役割が具体的に触れられています。しかしながら、基本条例と現実のまち作りには大きなギャップが横たわっており、行政は本気で「基本条例」を実践する気持ちがあるのか疑わしい。何よりも行政のトップに立つ町長自身に、その気が全くないと断言できるのである。町長の「101 の政策パンフ」には、どこを見ても「基本条例」は出てこないのである。なのに町民に向けては、「振興総合計画」では、しきりと「町民参加」が呼び掛けられ、強調されている。「基本条例」を尊重しない町長のもとで、いくら「町民参加」を呼びかけても、町民は心から参加しようとは思わない。私達は 10 年に渡って「基本条例」を活動の根拠として様々な取り組みをしてきたのであるが、完全には梯子を外された状態におかれています。「町民参加」を呼びかける前に、町長は自らの過ちを詫びるべきであろう。現在展開されている大津町の町政に、積極的に関わろうとは思いません。町長に対する不信感を感じざるを得ないからです。

別紙⑤

非正規職員の労働条件の改善は緊急の課題でしょう。

約 400 人の職員の中に、非正規職員が約半数を占めているとのことであるが、そのような職員のおかれた中で、町民の為の良い仕事は出来ないであろう。1 年更新で雇用が決まる不安定な労働条件の中で、どうして良い仕事出来るのであろうか？翌年の仕事が継続されるのか否かをいつも考えながら、上司の顔色を伺いながらの仕事では不安で仕方ないであろう。そんな中で、101 もの政策を掲げた若い町長が登場したのであるから、労働強化も良い所である。町長の任務は、職員が安心して働くことが出来る環境を整えることであろう。「どこの自治体も同じである」との言葉が返ってきそうであるが、他の自治体ができないからこそ、我、大津町が先鞭をきるべきである。それこそ若い町長のチャレンジであろう。個別の施策についても様々、意見はあるがこれ以上、縷々記載しても労働強化を強いることとなるので、打ち止めとしたい。

ともかく恰好ばかり、体裁ばかりを整えるのではなく、地道に町民の為になる施策を展開することを希望します。「まちづくり基本条例」を前面に出して、そこに謳われた理念、基本原則、それぞれの役割に向けて地道に一步ずつ前進することを願うものである。